

(意見)

市から自治会や自治連合会に交付される

## 地域活動推進交付金の使途について

神功地区自治連合会

会長 笹部 和男

- 1 地区自治連合会や単位自治会が集会所を所有している例があります。
- 2 その集会所の維持管理費用(火災保険料、光熱費、修繕費その他費用)に関して、地域づくり推進課は、修繕費は交付金の対象と認められるが火災保険料、光熱費については対象としない扱いをしています。

このような扱いは、奈良市地域活動推進交付金交付要綱第3条に違反すると考えます。

同条は、この交付金の対象となる事業は、次のとおりとし、

- (1) 地域の対話促進及び地域コミュニティの推進に必要な事業
- (2) 単位自治会要望などの集約に関する事業
- (3) 地域がともに支えあう地域福祉(防災・防犯活動を含む)の充実に関する事業

を掲げています。

集会所は、「地域の対話促進及び地域のコミュニティ推進」や「地域がともに支え合う地域福祉(防災・防犯活動を含む)の充実」に必要不可欠な重要施設であり、その維持管理事業も、地域の対話促進などに極めて重要な事業であると考えています。このような地域活動の場が存在し、且つその管理が適正に行われていなければ様々な地域活動は成り立ちません。もちろん自治会等地域団体主催の多くの行事もできません。

奈良市自治連合会が発刊している「自治会活動のてびき」に掲載されている「自治会会則の例」第4条において、自治会の事業として「集会所等の維持管理に関すること。」が掲げられています。当然の規定です。

3 地域づくり推進課は、集会所の維持管理費が交付金の対象とならない扱いとする根拠として次のように言っています。

- ① 「奈良市地域活動推進交付金にかかる基準」において、適合する対象として夏祭り、スポーツ大会等のイベント、行事等を例示しているが、集会所の維持管理費は掲げられていないこと。

(反論)

「例示」とされているのですから、ここに掲げられていないことをもって、対象としての適合性を否定する根拠にはなりません。

なお、集会所の修繕費についても基準には掲げられていません。

- ② 「集会所の日常的な維持管理費については、貴団体が所有する集会所の財産管理の一環で発生する経費であり、地域の対話促進及び地域コミュニティの推進という交付金の目的に適合しないことに因ります。」

(反論)

このような見解は、地域団体の活動拠点の重要性についての理解が全く欠如している結果であると言わざるを得ません。活動拠点なくして如何に充実した地域活動を進めるのでしょうか。奈良市では、地域団体の活動拠点重要性についての認識が欠如しているがために地域の活動拠点整備が進まないのではないのでしょうか。

集会所は、そこから利益を上げるために所有し管理しているものではありません。「地域の対話促進及び地域のコミュニティ推進」を目的として所有し管理しているものです。

- ③ 集会所の修繕費を交付金の対象として認めている理由について、「交付金の対象事業を開催するために欠かせない施設の修繕と認められる場合に対処したものであり、交付金の対象事業と直接関係のない修繕費まで認めるものではありません。」としている。

(反論)

修繕の内容について、このような視点からの区別などあり得ないことです。神功集会所の例について言えば、トイレの改良費を認めていますが、区別が出来る訳がありません。集会所の存在自体が公益性(対話や地域コミュニティの促進)を有するから修繕費を対象として認めたとしか考えようがありません。

仮に、修繕の内容について担当課のこのような区別を出来るのであれば例を示して欲しいものです。

- ④ 「自治会会則の例」第4条において、自治会の事業として「集会所等の維持管理に関すること。」が掲げられていることとの関係については、次のように言っています。「会則例でいう自治会の事業と、要綱でいう交付金の対象事業は同じものではないため、矛盾はないものと考えております。」

同じでないと考えることについての説明はない。

(反論)

会則例第 1 条(目的)は、「本会は、会員相互の連帯、防災防犯、福祉の増進を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。」とし、第 4 条において「本会は、第 1 条に定める目的を達成するため、次の事業を行うものとする。」としたうえで、8 項目の事業を掲げ、その一つとして「集会所等の維持管理に関すること。」取り上げているのであります。

1 条に掲げられている自治会の目的は、交付要綱 3 条にいう対象事業の実施と重なるものです。したがって、会則例でいう自治会の事業と要綱でいう交付金の対象事業は同じものです。

#### 4 結語

以上のおり、地域の集会所は、交付要綱第 3 条各号の事業を進めるうえにおいて必要不可欠な施設であり、それを適正に維持管理する事業も同様に必要不可欠な事業であるから、地域づくり推進課は早急に交付要綱第 3 条に関する扱いを速やかに改められるべきであると考えます。